

バイオメトリクスを活用した出入国管理体制の構築について

1 経緯

「テロの未然防止に関する行動計画」(平成16年12月10日、国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)の中で、入国審査時における外国人入国者からの指紋情報取得に係る制度導入の方針が決定。

犯罪対策閣僚会議の下に設置された「バイオメトリクスを活用した出入国管理に関するWT」の会合では、この方針を受け、具体的制度設計について、諸外国の動向を踏まえつつ、個人情報の保護の在り方を含めて議論・検討を実施。

2 制度の概要(案)

「高精度な人物照合用途のテクノロジー」として確立している生体情報認証技術を有効に活用した出入国管理体制を構築し、入国審査官による空海港での審査時において外国人に生体情報(顔画像及び指紋情報)の登録を義務付けた上で、当該生体情報について、テロリスト、犯罪者及び被退去強制者等の上陸を阻止すべき外国人の生体情報と照合する。具体的には、(ア)偽変造旅券等の行使の有無、(イ)なりすましの有無、(ウ)要注意人物リスト(ブラックリスト...BL)の該当の有無等につき厳格なチェックを行う。

(1) 目的

以下の目的を達成するため、我が国を出入りする外国人の身分事項を正確に把握し、要注意人物の割り出しを行う一方、大半の問題のない渡航者の審査手続を迅速に行うものとする。

水際管理の徹底強化

我が国の治安にとっての脅威とされるテロリストや犯罪者を発見し、空海港における上陸阻止等必要な措置を講ずることにより、国民生活の安全・安心の維持を図ること。

適正な外国人受入れ

観光、ビジネス、勉学、専門分野での就労など、我が国社会が歓迎する外国人の受入れを促進するとともに、不法滞在事案の発生をくい止めること。

(2) 対象外国人

16歳以上の外国人(外交官、特別永住者等を除く。)

(3) 生体情報照合の方法(BLとの照合)

電子的な手段により、我が国の上陸を禁止されあるいは慎重な入国審査が要求される要注意人物に係る「生体情報ブラックリスト(BL)」との照合(1:n)を実施する。生体情報BLは、「被退去強制等外国人指紋情報」(法務省入国管理局所管:約70万件)、「指名手配容疑者指紋情報」及び「ICPO指紋情報」(警察庁所管:約1万4千件)等で構成される。

このほか、旅券上の顔情報と入国審査時に撮影する渡航者本人の顔画像との照合(1:1)に加え、これらと過去に退去強制された外国人等に係る顔画像情報との電子的な照合(1:n)もあわせて実施する。

(4) 生体情報の取扱い

取得

外国人に対する空海港での入国審査官による審査において、当該外国人から提出のあった旅券から顔画像を取得するほか、外国人本人から直接、生体情報を電子的に取得する（専用の読取装置による指紋情報の取得及び顔写真の撮影）。

利用

入国審査時の同一人性確認及び要注意人物の割り出し、出国時のなり代わりチェック等に利用するほか、不法滞在事案の内偵・摘発や、外国人犯罪捜査に関し本人特定のため照会があった場合等に利用する。

保管と削除

外国人の入国後も引き続き生体情報を電子情報として保管することとし、当該外国人の出国後、期間が経過して利用する必要性がないと認められた場合には、当該電子情報を速やかに消去する。

(5) その他

生体情報 B L 照合の結果非該当と確認された外国人については、次回以降の出入国時における審査を迅速化するため IC カードによる自動化ゲートを利用させるといった方策もあわせて検討する。

3 留意事項

個人情報保護方策の徹底

有識者の意見を踏まえ、個人情報保護制度に基づいた情報管理の適正を期すると共に、各種のセキュリティ対策を講じるものとし、新たな制度・システムの構築にあたっては、民間セクターで導入が進められている情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の枠組み及びその認証基準を参考としつつ、「組織的・人的セキュリティ」「物理的セキュリティ」「技術的セキュリティ」に基づく個人情報の厳格な管理に万全を期する。

利便性を考慮したシステム構築

電子政府構築計画に基づく出入国管理業務の業務・システムの最適化計画の策定（平成 18 年 3 月までに策定する予定）を通じ、同計画策定の趣旨に従い、渡航者の円滑かつ迅速な手続を可能とするシステムを構築する。

諸外国との連携、理解増進

新制度の実施に当たり近隣諸国をはじめ諸外国の理解を得るように努めるほか、生体情報認証技術の支援等を通じた人的交流の拡充方策を引き続き検討する。

4 日程

新制度に基づく本格運用開始にあたっては、以下の日程により作業を順次進める。

e-Passport の導入・活用に関する関係府省連絡会議の場における検討（内閣官房 IT 担当室の主導により、法務省、外務省、経済産業省、国土交通省及び航空会社、成田空港会社などが参加。平成 16 年度には e-Passport 連携実証実験を実施）

IC 旅券認証システム、自動化ゲートシステムの開発・試行（平成 17 年度予算に計上）

出入国管理及び難民認定法の改正案提出（平成 18 年通常国会）

関係システム、ネットワーク等の整備、運用テスト等の実施